

お祭りやイベントで食品を提供する方へ

～営業許可を受けるまで～

出店者版

食品の提供（調理・販売）を行う場合、原則として営業許可又は登録が必要です。

札幌市では、公共性の高い「お祭り」や「イベント」等の適用行事に限って、テント等の簡易な設備で食品を提供する【臨時営業】を認めています。施設や行事内容によって提供できる食品や必要な手続等が異なりますので、詳細は担当窓口までご相談ください。

1. 臨時営業が適用となる行事

下記を参照の上、お考えの行事が臨時営業の許可の対象（適用行事）となるかについては、**担当窓口(4頁)あてご確認ください。**

臨時営業が適用となる行事の要件

次に該当する行事（営業期間は 30 日以下）

- ・ 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛、後援する行事
- ・ 祭典、花見等市民を対象として行事で慣例的に食品の提供施設を伴う行事
- ・ 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等で連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事

なお、町内会等が主催して自ら管理運営し、団体構成員の親睦等を目的とした小規模な行事では、許可は不要な場合があります。（許可が不要な場合も、食品の衛生的な取扱いや食中毒防止のため、担当窓口で相談した上、行事の「実施計画書」を提出してください。）

臨時営業が適用とならない行事の場合

「通常の営業許可」が必要です。（※テント等の簡易な設備ではできません）

例）デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント等の行事

おおむね
2ヶ月前

2. 許可を受けるまでの流れ

事前相談
【担当窓口（4ページ）へ】

- ◎ イベント等の企画段階から事前に担当窓口あてご相談ください。
- ◎ 行事概要や設備、提供予定食品、調理工程、販売品の仕入先、食品表示等、詳細について伺います。内容について十分理解されている方が来てください。

★ 会場によっては、食品の提供を禁止している場合もありますので、事前に会場の管理者等に確認をとってください。

申請書類の提出
（許可申請）

- ◎ 申請手続は営業開始の 2～3週間前までに済ませて下さい。
- ◎ 申請に必要な書類等は一覧表（4頁）をご確認ください。

★ できるだけイベント主催者側で取りまとめの上、提出してください。

検査日の打合わせ

- ◎ 許可申請後に検査日時の打ち合わせを行います。

施設の確認検査

- ◎ 検査の際には、原則、申請者が立ち会って下さい。
- ◎ 施設基準に適合しない場合は不許可となり、営業できません。不適事項があれば改善し、再検査を受けてください。

許可証の交付

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。

営業開始

- ◎ 許可証は外来者から見やすい場所に掲示してください。

3. 提供できる食品例

【臨時営業】は、通常の営業許可と異なり、テントやプレハブ等の簡易な設備で食品を提供するため、調理や販売方法を制限することで衛生管理をしております。

施設・設備の状態に応じて制限内容は異なりますが、提供できる食品の例は次のとおりです。
なお、詳細については担当窓口（4号）あてご相談ください。

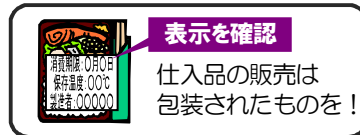
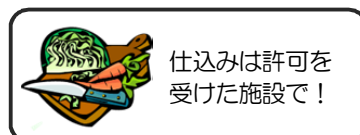
業種	提供できる食品例
飲食店営業	おでん、豚汁、焼き鳥、焼き貝、いか焼、たこ焼、焼きそば、ワイドポテト、ホットドッグ、ビールなど
喫茶店営業	ジュース類、コーヒー、紅茶、甘酒、かき氷など
菓子製造業	たいやき、おやき、クレープ、ドーナツ、べっこう飴、バナナチョコなど
乳類販売業	牛乳、乳飲料など
食肉販売業	食肉（包装品のみ）
魚介類販売業	鮮魚介類（包装品のみ）
食品販売業	仕入品の弁当、そうざいなど（生寿司、生クリームを使用した生菓子以外の食品）

4. 施設基準のポイント（抜粋）

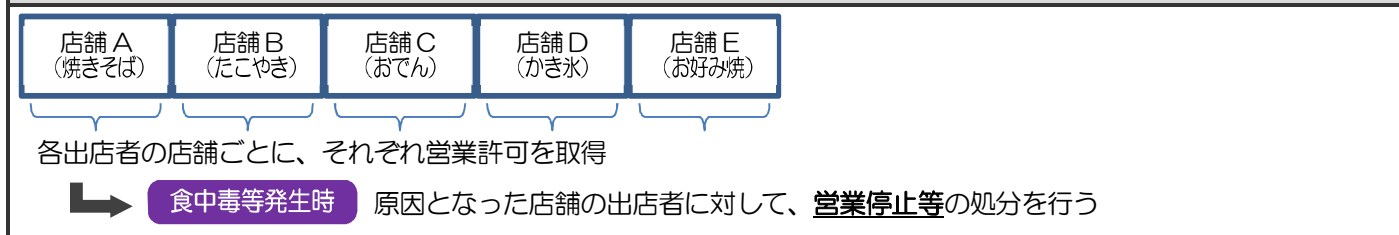
施設	「プレハブ」又は「天井と側壁3面が付いた防水性テント」等で区画され、食品の取扱量に応じた十分な広さがあること
冷蔵設備	冷蔵（冷凍）保管が必要な食品の取扱量に応じた「容量」と「性能」の冷蔵設備等を設けること
保管設備	調理や販売に使用する器具類を衛生的に保管できる設備を設けること
洗浄設備	器具類の洗浄に便利な「洗浄設備」及び「手洗設備」を設けること
給水設備	飲用に適する水を供給できる設備を設けること（調理に多量の水を使用せず、かつ、流水受槽式の洗浄・手洗設備が必須ではない場合は、概ね18ℓ以上の給水栓付き貯水タンクで可）
排水設備	排水設備を設けること
廃棄物容器	汚液の漏れない構造で、かつ、十分な容量の廃棄物容器を設けること

5. 衛生管理のポイント（抜粋）

- ・原材料の細切等下処理は、営業許可を受けた施設等で行ってください
- ・製造に許可が必要な食品を提供する場合は、許可営業施設で製造されたものを使用してください
- ・刺身や生寿司、海鮮丼等の「生食用食品」は、一定水準以上の施設や衛生管理を行う場合にのみ提供できます
- ・調理（下処理を含む）は提供当日に行ってください
- ・食器類は、できるだけ使い捨てのものを使用してください
- ・「食肉」及び「魚介類」は、包装されたもの以外販売できません
- ・「加工食品類」は、できるだけ包装されたものを販売してください
- ・保存温度を守って陳列・販売してください



許可単位の考え方*



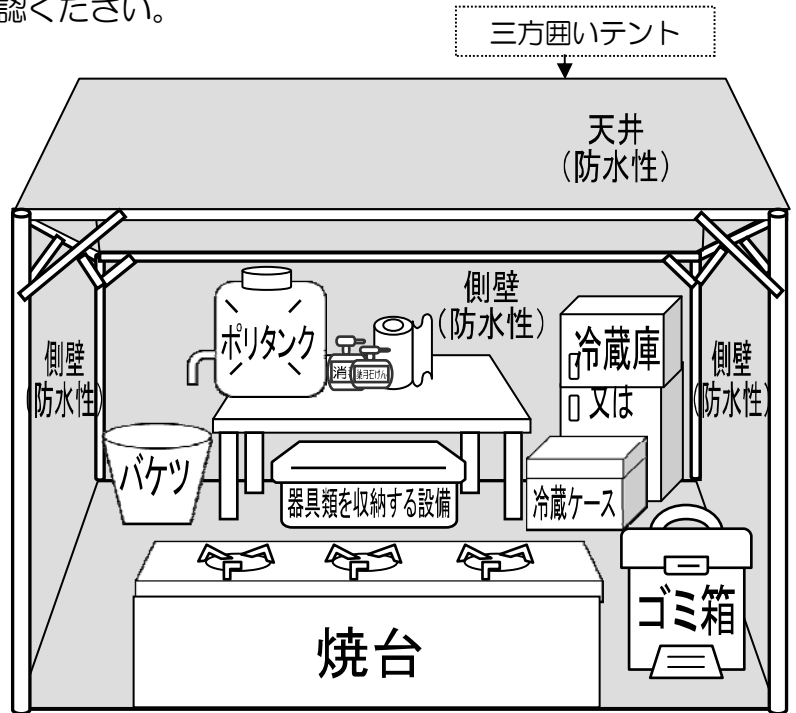
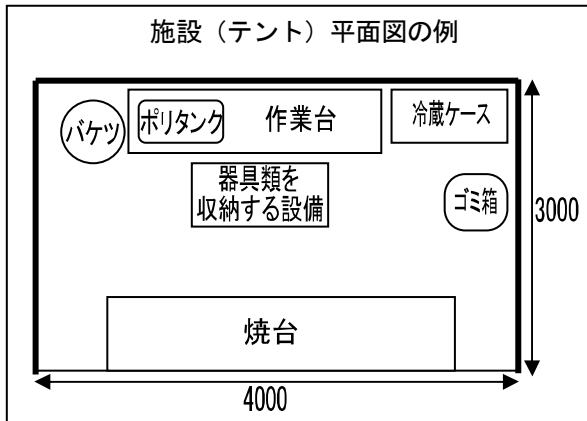
※ 同一の出店者が複数の店舗（テント等）を出店する場合で、それらの店舗が連結され、1つの施設として見なせる場合には、この限りではありません

6. 施設平面図と設備の例

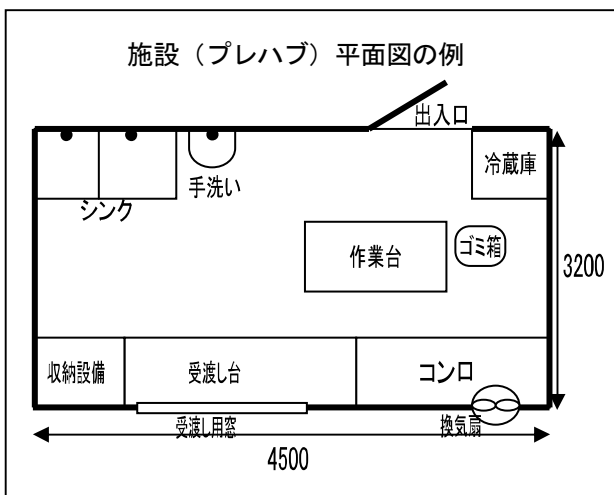
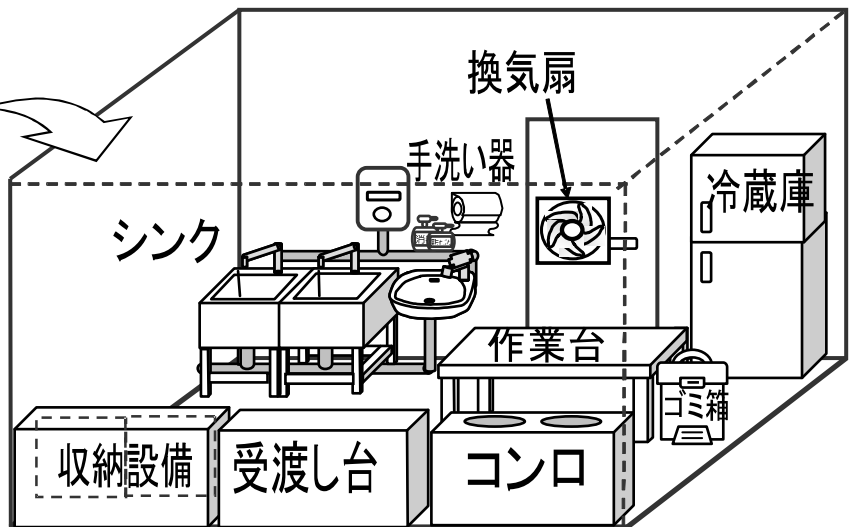
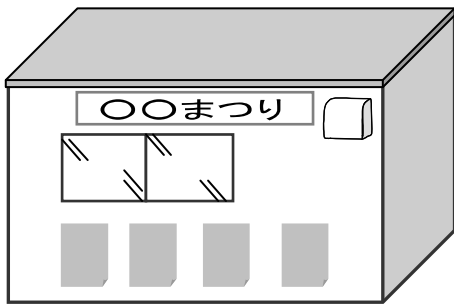
臨時営業の施設は、提供品目により、プレハブ施設や水道直結の給水設備等が必須になる場合がありますので、担当窓口（4号）あてご確認ください。

(1) テント施設の場合の例

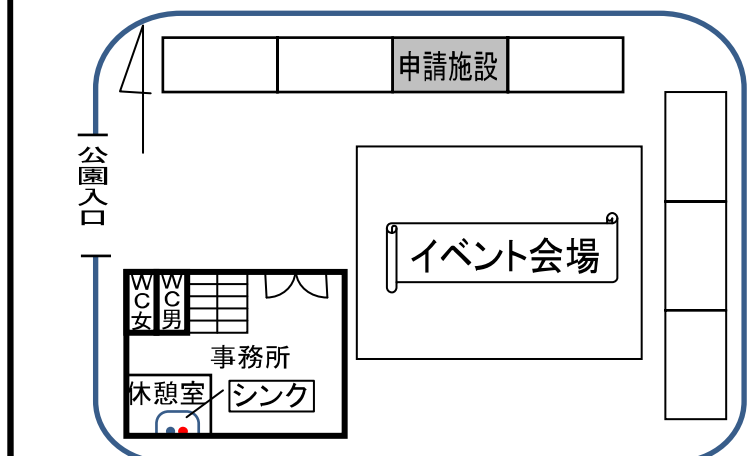
※ テントは臨時営業の場合にのみ認められる特別な形態です。プレハブに比べて提供可能な食品は限られます。



(2) プレハブ施設の場合の例



7. 会場全体図面の例



許可・登録の申請に必要な書類

		備 考
<input type="checkbox"/>	営業許可申請書	様式は窓口で配布（食品販売業の場合は「登録申請書」）
<input type="checkbox"/>	施設平面図	設備器具の名称・寸法が記入されている図面
<input type="checkbox"/>	会場全体図面	会場全体における「店舗の配置」、「トイレの場所」がわかる地図
<input type="checkbox"/>	提供品目の概要が分かる資料	提供又は販売する品目、調理方法、仕入先、食品表示（包装品を販売する場合）等をまとめたもの
<input type="checkbox"/>	水質検査成績書（コピー） [6ヶ月以内に実施したもの]	使用水として井戸水（地下水）を用いる場合に必要※ （水質検査を行っているビル(建物)の管理者等からコピーを入手） ※ 井戸水（地下水）を用いる場合でも、食品販売業では提出不要です
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（原本） [法人で申請する場合]	申請者が法人（株式会社や有限会社等）の場合に必要 （法務局の発行する現在事項全部(又は一部)証明書の原本を用意）
<input type="checkbox"/>	申請手数料	1業種につき3,000円
<input type="checkbox"/>	その他	適用行事であることが判る書面（国、札幌市、地方公共団体の後援書等）、イベント概要、チラシ、実行委員会の組織図等※ ※ 事例によって必要書類は異なるため、担当窓口あてご確認ください

申請に行く前に
チェックしましょう!

窓口一覧（平日8:45~17:15）

お祭りやイベント会場の所在地（区）の保健センターが担当窓口です（会場がスーパー内やホテル内等一部の場合を除く）。

窓口	所在地	電話番号
●各区の保健センター		
中央保健センター 健康・子ども課	札幌市中央区南3条西11丁目	011-511-7227
北保健センター 健康・子ども課	札幌市北区北25条西6丁目	011-757-1183
東保健センター 健康・子ども課	札幌市東区北10条東7丁目	011-711-3213
白石保健センター 健康・子ども課	札幌市白石区南郷通1丁目南	011-862-1883
厚別保健センター 健康・子ども課	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-5921
豊平保健センター 健康・子ども課	札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2478
清田保健センター 健康・子ども課	札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2408
南保健センター 健康・子ども課	札幌市南区真駒内幸町1丁目	011-581-5213
西保健センター 健康・子ども課	札幌市西区琴似2条7丁目	011-621-4247
手稲保健センター 健康・子ども課	札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-1211
●札幌市保健所食の安全推進課 【会場がホテル内の場合はこちら】	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階	011-622-5170
●札幌市保健所広域食品監視センター 【会場が大型スーパー内、中央卸売市場管内の場合はこちら】	札幌市中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場青果棟 3階	011-641-0635